

藤沢師の了承を得ずに  
公式文書に名前を借用

大塚海渡騎手が前所属厩舎の木村哲也調教師から度重なる暴行、パワハラを受けたとして起こした訴訟の弁論準備手続が4月9日に水戸地裁土浦支部で行われた。今回も原告側(大塚騎手側)は鈴木和憲弁護士、高倉太郎弁護士の名が出席。前回の2月24日に原告側から提出された準備書面について、被告側である木村師サイドが再度、反論を行なった。

結論から先に書くと、今回の手続きにおいて大きな進展があったかと問われれば、主張は平行線をたどっているというのが現状だ。木村師サイドは暴行、暴言があった点は原則として認めているものの、あくまでも「教育目的」という主張を貫いている。

ただし、今回の弁論準備に先立って木村師サイドが用意した準備書面に驚愕の主張がなされていた。まずはその点についてご紹介したい。

その主張とは、木村師が大塚騎手に対して「お前が乗るとクソ馬になる」と発言した経緯についてだ。

「まず、『お前が乗るとクソ馬になる』といった発言と同趣旨の発言であるがこの『クソ馬』という表現は、実は、著名な藤沢和雄調教師が用いている表現を、被告がそれに倣って使用しているものであり、被告厩舎だけではなく、競馬業界ではよく使われている用語である」(第1 原告第1準備書面「第1被告の主張に対する反論」に対する認否・反論 3(2)アより)

文面ではこの後に木村師が考えている「クソ馬」の定義が述べられ、そうならないためにも指導したということが書かれていたのだ。

いち競馬ファンとして「クソ馬」という表現自体に嫌悪感や残念な気持ちを感じ得ないが、この際、こちらの感情は置いておこう。だが、木村厩舎の預託馬の多くは日本競馬の柱であるノ

ーザンファームの生産馬、関連馬である。この宝石のような馬たちのなかに「クソ馬」などいような馬は少ない。そうした馬たちに対して、日常的に「クソ馬」と罵っていたという事実を自ら証言しているのだ。

で「クソ」という言葉を発する代表者がいたら、どう思うだろうか。それを「他人が言っているから自分も真似ただけ」と公式の文書に載せてしまおう神経は理解に苦しむ。

かもしれない。ただ、藤沢師の過去のインタビューや著作を見ても「クソ馬」という表現は見られないし、オフレコの場面でも耳にしたことがない。藤沢師の名譽のために、それだけは強調しておきたい。

手(現調教師)、川田将雅騎手、三浦皇成騎手や北村宏騎手といった、いずれも実績のあるトップジョッキー達であり、彼らは牧場からの依頼で当該施設に來場しているのである。原告のような新人騎手が、同施設に無料で寝泊まりし、食事の提供を受けながら、毎週月曜日と火曜日の2日間も調教師の指導を受けられるというのは、まさにVIP待遇であり、被告がノーザンファームの代表者に頼み込んで引き受けてもらっていたものである」(第2 原告第1準備書面「第2 答弁書に対する認否」のうち、原告の主張(理由)に係る箇所に対する認否・反論 9(2))

そこで次のデータをご覧ください。直近の木村厩舎の勝ち星の内訳はこのようになっている。

我々としても藤沢師がこのような言葉を発しているとは信じられず、大塚騎手サイドがどう思っているのかは気になるどころ。

今回の弁論準備手続きに関しても、被告側弁護士は裁判所への出席はなくなりモット対応のため、真意を確かめられてはいない。だが、弁護士には信義誠実の義務があるとされる(弁護士職務基本規程5条)。簡単に説明すれば、一般的に真実を反映させる、虚偽を回避する義務が弁護士にはあるということだ。にもかかわらず、藤沢師本人に確認「了承も取らず、あたかも藤沢師が「クソ馬」という表現を日常的に使っているような主張を準備書面に載せるのは、過剰な表現が飛び交いやすい民事訴訟とはいえ残念である。

現在、競走馬に携わる牧場、育成場は慢性的な人手不足。猫の手でも借りたいというのが実情だ。天下のノーザンファームにあってはその限りではないのかもしれないが、騎手が休日を利用して乗りに来てくれるのはウエルカムなはず。「頼み込んで」とあるが、乗りに行きたい、という騎手

- ・19年1136勝  
ノーザンF生産馬22勝
- 白老F生産馬4勝
- 外国産馬3勝
- ・20年1134勝  
ノーザンF生産馬23勝
- 白老F生産馬2勝
- レイクウイラF1勝
- ・21年1113勝 ※4月25日現在  
ノーザンF生産馬11勝

ご覧の通り、厩舎の勝ち星の大半をノーザンファームの生産馬、関連馬で挙げており、こうした馬たちに対して「クソ馬」という言葉が使われているのだろうか。あるいは、それ以外の馬が木村師にとっては「クソ馬」だというのだろうか。

次に、大塚騎手がノーザンファーム天栄に赴き、調教を行っていたことに対する、木村師サイドの主張にも触れておきたい。

「ノーザンF天栄において、『他の厩舎の先輩騎手』と同じく調教の指導を受けていることは原告の指摘する通りであるが、それらの『先輩騎手』は、例えば、先日引退された蛭名正義元騎

自身の正当性を主張するため、そして虚偽の反論のために名前を利用した、と見ることもできるのだ。藤沢師にしてみれば寝耳に水、とんでもない間違い事故のような話ではないか。

つまり、当人に一切の断りもなく、自身の正当性を主張するため、そして虚偽の反論のために名前を利用した、と見ることもできるのだ。藤沢師にしてみれば寝耳に水、とんでもない間違い事故のような話ではないか。

トレセンは基本的に体育会系であるし、血気盛んな人々が競馬に従事しているのは間違いない。常に勝負と隣り合わせの世界だけに、感情的になることもあるだろう。ぼろっと「クソ馬」という表現が出ることはゼロではない

「お前が乗るとクソ馬になる」のクソ馬になるのは

「お前が乗るとクソ馬になる」のクソ馬は



の申し出を無下に断ることなどないだろう。

また、ここでも「ノーザンファームの代表者」という吉田勝己氏を想起させるワードが登場するが、果たしてこちらはご本人の了承を得たのだろうか。例えば、木村師サイドの準備書面は美浦トレセンの「美浦」が何か所も「美穂」となっているなど、およそ競馬を知っているとは思えない代理人が作成していることがうかがえる。弁護士は競馬を知らないし、誰も関係者は見ないだろう——そんな気持ちで、木村師が自身の都合のいいように話を進めているのではないかと勘繰りたくもなる。

### 開業10年未満で20人のスタッフを既舎を去った

続いて、大塚騎手と同じように既舎スタッフの多くもパワハラで既舎を去っているという件に対しては、次のように反論している。

「日本中央競馬会（JRA）の既舎制度においては、調教師が新たな既舎を開業する場合には、従業員に対する既舎スタッフを自ら選ぶことはできず、解散した既舎の既舎スタッフをそのまま引き継ぐ必要がある。そのため、新たな既舎の開業から数年間は、どうしても既舎スタッフの出入りが激しくなる傾向にあり、それは被告既舎においても例外ではなかった。

確かに、被告既舎では、被告の厳格な指導のもと、既舎スタッフには常に高いモチベーションと技術レベルの向上が求められることから、美浦トレセン内でも「厳しい既舎」として認知されていることは事実である。もっとも、その一方で、答弁書12頁以下に記載した平成30年（2018）の優秀既舎賞（関東）1位をはじめ、毎年のように優秀な成績を収めていることから、必然的に、被告既舎に預託され、被告らの調教を受ける競走馬は、その質・量ともに非常に恵まれているといつてよい」（第2 原告第1準備書面「第2

# 藤沢和雄調教師の表現に倣った「は本当か!?!」

答弁書に対する原告の主張（理由）に係る箇所に対する原告の反論 10 2、1、エ、(ア)について、(2) 第3段落について

調教師が開業時にスタッフを選べないというのには間違いなく、当然、出入りがある場合も少なくないだろう。しかし、木村既舎は開業から10年も満たない2018年までの間にスタッフ20名も辞めており、これはトレセン内でもダントツの数であることは指摘しておきたい。トラブルが多かった美浦の既舎ですら半分程度だ。

一方で関西の矢作既舎のように「既舎開業以来、自ら辞めた者がいない」「これだけプロフェッショナルが集まってくれたんだから、いろんなことを任せられるし、十分に聞える」という言葉を聞いて、解散既舎からの寄せ集めだったベテラン勢が奮起したという話もある（2017年2月9日「矢作既舎スタッフ対談3」 net keiba より）。その後の矢作既舎の成績は語るまでもないだろう。こうして開業からスタッフが一丸となって目覚ましい結果を残している既舎がある以上、厳しい既舎云々という主張は何をかいわんや、スタッフが次々に辞めている理由にはなり得ない。

さて、この3月31日付の書面が送られたのち、弁論準備のあった4月9日

の2日前、4月7日付で新たな準備書面が送られてきている。注目すべきは以下の箇所だ。

「本年3月31日付け被告準備書面1及び本書面において述べたとおり、被告は、被告の言動をパワハララスメントであり、債務不履行ないし不法行為に当たるとする原告の主張、そのような被告の言動によって「うつ病」を発症したとして原告が請求する損害と被告の言動との因果関係、のいずれも争うものである。

もっとも、被告は、原告に対する指導の最中に、原告に対し、声を荒げて強く叱責し、あるいは、手を上げるような指導方法に、不適切・未熟な点があったことも争わない。

被告としては、自らの指導方法に、そのような不適切・未熟な点があったことについては、原告に対し、改めて本書をもってお詫びする次第である」（被告準備書面（2） 第3被告の主張より）

わかりやすく言ってしまうえば「殴ったことは認めるし謝るけど、それによってできた傷は自分のせいではないし、正当な行為ですよ」というような主張である。謝っているのか、謝っていないのか。原告サイドとしては、おそらく腹立たしい言い分だと思っ

ただ、どういうわけか態度が軟化し、お詫びという大塚騎手側にとって意味の分からない表現を盛り込んできた点は大いに気になるところだ。一体、どんな意図があるのだろうか。

筆者が知人の弁護士にアドバイスを求めたところ、刑事事件においても木村師に対する処分はまだ出ていない点から、木村師側が検察に対し「証拠などを提出するので処分は待つて欲しい」とストップをかけている可能性があるのでは、とのこと。

刑事処分で仮に罰金刑が出た場合、民事に影響を与えかねないという点。また、その逆に民事で和解に持ち込めば刑事処分が不起訴または起訴猶予に持ち込める可能性もあるという点がリンクしているのではないかと、という見解である。

法的には刑事裁判と民事裁判は別個のもののだが、和解していれば刑事の罪は軽くなるのが通例だという。刑事事件の結論を先延ばしにしつつ、お詫びという表現でうまく和解に持ち込めれば、刑事事件もセーフ——そんな狙いがあるのかもしれない。

今回の弁論準備手続は5月28日に行なわれる予定。そこで新たな進展はあるのか、今後の続報をお待ちいただきたい。



これまで二度にわたってお届けしている暴行パワハラ裁判に新たな動きがあった。月刊誌の宿命でカレンダーを遡ること1カ月、4月9日に行なわれた弁論準備において、木村師側の反論に驚くべき主張を発見したのである。他のメディアが見ようともしないアンタッチャブルに斬り込む!

取材・構成●野中香良&競馬の天才編集部 写真 中尾茂幸 上手賀津雄

## 木村哲也調教師の驚くべき主張を問う